

【速報】個人所得税法の改正について～Part.2 居住者

8月31日、第13回全国人民代表大会常務委員会第五次會議において、個人所得税法の修正案（以下、『修正個人所得税法』とします。）が可決されました。ここ10数年の間に中国と日本との経済的な結びつきは深まっており、現在、出張者を含めて1日に10万人を超える日本人が中国に滞在しているともいわれます。このような状況の中、個人所得税法の改正は、中国とかわりのある日本企業に少なからず影響をもたらす可能性があるものといえます。前回に引き続き、修正個人所得税法の改正内容を取り上げることとし、今回は、特に非居住者に関連する部分について説明します。

1. 居住者、非居住者の定義に関する改正

修正個人所得税法では、居住者、非居住者は以下の通り定義されます。

■居住者の定義（1もしくは2のいずれかに符合する場合）

- | |
|------------------------------------------------|
| 1. 中国国内に住所があること |
| 2. 中国国内に住所がないが、一納税年度内(※)における中国居住日数が183日以上であること |

■非居住者の定義（1もしくは2のいずれかに符合する場合）

- | |
|-----------------------------------------------|
| 1. 中国国内に住所がなく、かつ居住していないこと |
| 2. 中国国内に住所がなく、一納税年度内(※)における中国居住日数が183日未満であること |

(※) 一納税年度とは、1月1日～12月31日を指します。

このうち、中国国内の住所の有無については、中国国内における定住の有無と同義と考えることができるため、日本本社から中国の現地法人や駐在員事務所に赴任する従業員や、日本本社から中国への出張者については、居住者、非居住者共に定義の内“2.”に関する符合の有無で判断すべきことになるものと考えられます。

従来の個人所得税法の下では、非居住者の判定のための条件（日数計算）が複雑でしたが、修正個人所得税法では、上記のとおり183日を基準とすることで明確化されています。

修正個人所得税法の下では、日本本社から業務監査やビジネス交流等の目的で本社従業員が中国に出張する場合であっても、暦年（1月1日～12月31日）の間に累計で183日以上中国に滞在する場合には、中国居住者と認定されることとなります。

2. 非居住者の課税方法の明確化

非居住者の中国国内の企業などから支給される給料、賃金所得については、改正個人所得税法においても従来と同様に、これを支給する企業などに源泉徴収義務が課せられます。一方、非居住者の給料、賃金所得のうち、国内に源泉徴収義務者がいないものについては、非居住者は個人の責任により申告及び納税を行うべきことが明確化されました。なお、非居住者に対する給料、賃金所得については、居住者のような年度による税額の計算が行われず、支給時に行われる源泉徴収申告もしくは個人申告により納税額が確定します。そのため、下記のような所得計算式及び超過累進税率表が適用されることとされています。

なお、非居住者が中国国内で一月に2ヶ所以上の企業などから給料、賃金の支給を受けた場合には、すべての支給額を合算した金額を基礎として課税所得及び税額の計算を行わなければならないこととされています。しかしながら、給料、賃金の支給を行う各企業においては、それぞれ基礎控除(5,000元)を前提として課税所得を計算しているため、この点を調整するため、該当する非居住者個人は、翌月15日までこの点を調整するための申告を行わなければならないものとされています。

■非居住者の給料、賃金所得に関する課税所得の計算式(月次)

$$\text{課税所得} = \text{給料、賃金支給額} - \text{基礎控除額(5,000元)}$$

■非居住者の給料、賃金所得に対する超過累進税率表(月次)

課税所得(単位:元)	税率
0 ~ 3,000 以下	3%
3,000 ~ 12,000 以下	10%
12,000 ~ 25,000 以下	20%
25,000 ~ 35,000 以下	25%
35,000 ~ 55,000 以下	30%
55,000 ~ 80,000 以下	35%
80,000 ~	45%

(執筆者連絡先)

上海成和ビジネスコンサルティング(SSBC) / 税理士法人 成和 代表 渡辺基成

住所: 上海市長寧区延安西路1600号 禾森商務中心303室

電話番号: +86-21-5237-6737

E-mail: info@seiwa-group.jp Website: <http://www.seiwa-group.jp/>